様式第６号（要綱第１１号関係）

空き家家財道具等処分補助金の返還規定について

【抜粋】

◯日南町空き家家財道具等処分補助金交付要綱

第11条　町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、または不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2　町長は、第2条（1）（2）に該当するものが、1年以内に日南町空き家情報活用制度の登録を取り消した場合、その者から交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

第2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

（1）日南町空き家情報活用制度登録物件の所有者

（2）日 南町空き家情報活用制度登録物件に登録することが決まっている物件 の所有者

（3）日南町空き家情報活用制度登録物件の 賃貸借契約または売買契約が成立した者で、 1年間以上日南町へ定住する意思のある者

上記について、説明を受け了承しました。

令和　　年　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　連絡先